

地方公共団体情報システム機構における契約に係る情報の公表に関する
指針

令和3年3月1日
改正 令和7年3月31日

(目的)

第1条 この指針は、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が締結した支出の原因となる契約に係る公表の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(公表の対象)

第2条 地方公共団体情報システム機構会計規程（平成26年地情機規程第3号）第17条に基づき、機構が締結する売買、貸借、請負その他の契約について、その内容の公表を行うものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 予定価格が次に掲げる契約の種類に応じた金額を超えないもの
 - ア 工事又は製造の請負 400万円
 - イ 財産の買入れ 300万円
 - ウ 物件の借入れ 150万円
 - エ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約 200万円
- (2) 公にすることにより、機構が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(公表の内容)

第3条 前条の規定による公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 機構において契約を担当する者が所属する部署の名称
- (2) 契約の名称
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の名称及び所在地
- (5) 予定価格
- (6) 契約金額
- (7) 一般競争入札・指名競争入札・随意契約の別
- (8) 随意契約によることとした理由

(公表の時期及び方法)

第4条 公表は、機構のホームページにおいて閲覧に供する方法により、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に行うものとする。ただし、4月1日から4月30日までの間に締結した公表対象契約については、契約を締結した日の翌日から起算して93日以内に公表を行うものとする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、公表した日の翌日から起算して少なくとも5年が経過する日までの期間とする。

附 則

この指針は、令和3年3月1日から施行し、同日以降締結する契約から適用

する。

附 則（令和7年3月31日）
この指針は、令和7年4月1日から施行する。